

令和5年度 第1回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和5年5月16日（火） 9時40分～11時50分
場所	精華町役場 5階 501・502会議室
出席委員	委員長 大植 辰治（副町長） 副委員長 西島 博一（事業部長） 委員 岩橋 威夫（総務部長）、岩前 良幸（健康福祉環境部長）、 山口 治（事業部次長）、浦本 佳行（教育部長）、 岩井 博行（消防長）、木村 健司（上下水道部長）
議事概要	1. 開会 2. 抽出案件の検証について 3. その他 次回抽出委員の選出（木村委員を選出） 4. 閉会
検証対象案件	令和5年1月1日～令和5年3月31日に契約締結された予定価格130万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の建設工事に関する業務
抽出案件一覧	【①令和4年度 光台六丁目集会所他空調機器更新工事（自治振興課）】 【②令和4年度 精華中学校給食配膳室改造工事（営繕室）】 【③ゴミステーション修繕工事（環境推進課）】 【④むくのきセンター防犯カメラシステム改修工事（生涯学習課）】 【⑤精華南中学校受水槽給水定水量弁作動用電磁弁修繕（学校教育課）】
検証件数	5件（随意契約5件） ※対象件数13件
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。

議事

● 検証案件

① 令和4年度 光台六丁目集会所他空調機更新工事

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・町内で管工事と電気工事の資格を持っている業者は何者あるのか。 	<p>4者です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算根拠は諸経費も含めてすべて見積もりでとったのか。 	<p>複数社に参考見積を取り、それに基づき作成しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由について空調機器の設置は管工事だと思うがなぜ電気業者を選んだのか 	<p>コンセントの増設や既存配線の配線替えなど電気工事の資格がないとできない工事があったので電気工事の資格も有する業者を選びました。</p>

② 令和4年度 精華中学校給食配膳室改造工事

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・業者選定理由について、現在類似工事及び隣接地で工事を請け負っている業者を選定とあるがその業者しか工事できないのか。 	<p>そうではないが、隣接地で工事しており、類似工事と思われる学校給食の配膳室を工事している業者なので選定しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・隣接工事をやっていてその工事と合算して経費が安くなったりするのであればそれでもいいが、普段呼んでいる建築業者でもよいのではないか。 	<p>当初は、隣接工事をやっていたので1者随契で行こうとしたが、やはり1者よりは町内の業者を比較して選定しようと考えました。発注当時に給食配膳室の工事の実績があった</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・各適用条項をあてはめるなら対外的にしっかり説明できるようにしてほしい。 ・業者選定理由について、町内でJVを組んでいた場合はJVの子だけを選定するとJVの親から何故選定してもらえなかったのか。と問われた際に答えに窮すると思う。類似工事で選定するならば町外も入れないといけないし、隣接地で工事をしていたことを理由にするならばJVとして参加するのが原則。 	<p>業者が3者あり1つは町外業者であったため2者にしました。</p>
<p>③ゴミステーション修繕工事</p>	
<p>意見・質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約とした理由や業者選定理由の文章表現が誤解を招きかねないので注意してほしい。 ・業者選定理由で迷った場合、130万円以下は随意契約できるだけであって入札に回しても良いのでそういったことも検討してほしい。 	<p>回答等</p> <p>今回の案件は前々年度と同じ業者を選定しており、業者に広く募ることができていないので次回以降は年度ごとに業者を入れ替えるなど対応したいと思います。</p>
<p>④むくのきセンター防犯カメラシステム改修工事</p>	

意見・質問	回答等
<p>・今回の案件は電気工事ではなく電気通信工事だと思うがどう考えているのか。</p> <p>・当初予算で組まれているのであれば何故年間の工程予定通りにやらなかったのか。年度末の忙しい時期に慌てて発注するのではなくてもっと余裕をもってやらないとトラブルにつながる可能性がある。</p>	<p>電気工事で発注しました</p> <p>当初予算でしたが、設置箇所の変更や、9月の防犯診断の結果、カメラの台数が変わり、予算的にも厳しくなりました。また秋に業務が重なり見直し作業に時間がかかったため年度末の発注になってしまいました。</p>

⑤精華南中学校受水槽給水定水量弁作動用電磁弁修繕

意見・質問	回答等
<p>・予定価格はどのように算定したのか。</p> <p>・随意契約の理由として、精華町契約規則の第9条1項1号を根拠にし、契約経過としては規則の第9条の4第1項のただし書きの規定により1者随契にしたという整理が一番わかりやすい。</p> <p>・緊急や応急の案件で見積書と契約書が省略できる場合をしっかりと定めていくべき。</p> <p>・見積書の宛名が「精華町教育部学校教育課」になっているの</p>	<p>緊急対応のため参考見積をもらってそのまま設計金額としました。</p>

	で「精華町長」宛とすること。	
--	----------------	--